

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	182

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉業務全般を行う職員の費用負担 旅費（94千円）及び研修等にかかる負担金（161千円）等 ○戦没者遺族等への援護 戦没者追悼式の開催（502千円）、原爆被爆者検診旅費の助成：実績なし ○福祉基金の積立て及び運用 福祉基金積立金（2,379千円）、運用利息（2千円） ○更生委員・児童委員と連携した地域福祉の実態把握業務の実施 福祉関係実態把握委託料（6,575千円） ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バスの管理等 運転業務委託料（11,403千円）、燃料費（370千円）、修繕料（139千円）等 福祉団体等への貸切バス利用料の補助（558千円）※平成29年度～ ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助（31,321千円） 人件費5名（30,321千円）、ボランティアセンター運営費（1,000千円） ○更生保護を行う保護司会及び更生保護女性会、遺族連合会の活動支援 保護司会、更生保護女性会、遺族連合会への団体補助（1,075千円） ○救護者のいない旅行中の急病人や引取り者のいない死亡人に対する縁故者にかわる援助 行旅死亡人取扱等措置費（葬祭費等、官報掲載料）：実績なし
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、児童委員の一斉改選については、定員130名のうち、128名の新委員について委嘱を行った。 ・福祉バスについては、老朽化した27号車を令和2年度に更新するとともに、運用の見直しを行うための検討を行った。 ・平成29年6月1日から施行した福祉団体等貸切バス利用料補助金実績： 平成30年度 5件 311,000円 → 令和元年度 9件 558,000円

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

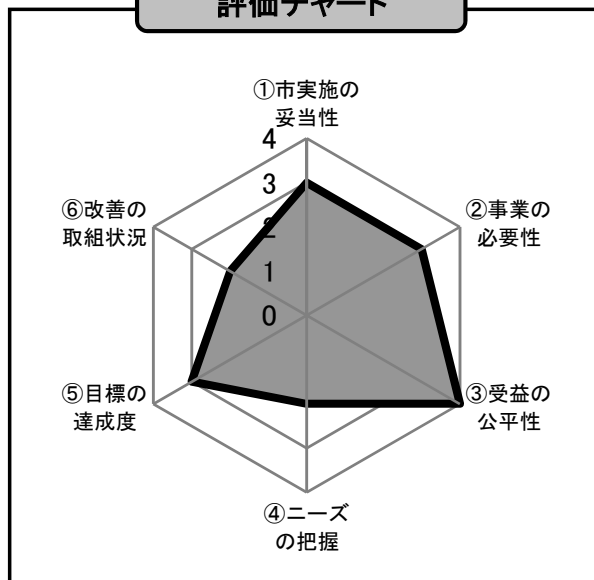
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
社会福祉総務事務	814	52	762	94%	3	3	2
福祉基金積立金	2,379	2,379	0	0%	2	2	1
民生児童委員	7,565	50	7,515	99%	3	3	2
福祉バス管理	12,661	0	12,661	100%	3	3	3
社会福祉協議会	31,321	0	31,321	100%	2	2	2
地域福祉活動支援	1,081	0	1,081	100%	3	2	2
行旅病人死亡人援護	0	0	0	-	2	1	1
合計	55,821	2,481	53,340	96%	2	2	1

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		54,097	55,821	71,086
財源内訳	国県支出金	47	100	8,221
	地方債	0	0	0
	その他	2,054	2,381	1
	一般財源	51,996	53,340	62,864
一般財源の割合		96%	96%	88%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	行旅病人死亡人援護事務は「4」 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条により市に救護事務あり。 その他事業は「3」
②事業の必要性	3	民生児童委員、行旅病人死亡人援護事業は「4」 福祉バス事業、社会福祉協議会、地域福祉活動支援事業は「3」
③受益の公平性	4	民生児童委員の見守り対象については、不特定多数の市民が対象である。 福祉バスについても、市内の各団体に広く使用されている。
④ニーズの把握	2	福祉バスの大型車導入の請願を受け、貸切バス利用への補助事業を平成29年6月から実施している。
⑤目標の達成度	3	各事業ともほぼ予定どおりに事業遂行できた。 民生児童委員の欠員が2名出てしまった。
⑥改善の取組状況	2	業務の見直し及び検討を行うべき点が多くあるが、少しずつ改善のための見直し及び検討を行っている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	民生委員児童委員協議会に対する委託料の見直し及び補助事業の創設を行った。 福祉バスについて、現行の27号車を更新する方向性を決定した。
令和2年度に見直しを実施している事項	福祉バスの運用方法の見直しを行い、行政利用と団体利用の効率的な運用を行う。 福祉バスの利用予約を申込順から抽選方式に変更する。
今後見直しを検討する事項	補助金ガイドラインに基づき、社会福祉協議会を始めとする団体への補助事業について見直しを行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
民生委員の欠員補充 福祉バス28号の更新時期が近いため、福祉バス自体のあり方を再検討する必要がある。	福祉バスの運用の見直しを行う中で、今後の福祉バスのあり方について再検討する。 補助金等支出に対する効果測定(補助金ガイドラインによる)

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	186

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	障害者自立支援									
事業目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づく各種障害福祉サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をすることを目的とする。									
事業内容	<p>●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。</p> <p>●主な対象者 障害（身体・知的・精神）手帳所持者や自立支援医療利用者等 R2.3.31現在 手帳所持者数 3,630人 自立支援医療延利用人数 1,082人</p> <p>●主な事業内容</p> <p>○障害者支援の庶務及び組織運営 障害者計画推進委員会及び自立支援協議会の運営、認定審査会委員報酬</p> <p>○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業（統合補助） ・日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等 ・障害者基幹相談支援センター運営業務委託 等</p> <p>○障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた障害者支援に対する給付（国1/2、県1/4） ・生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付等（H31年10月～自己負担額軽減制度開始）</p> <p>○障害者支援に係る医療費給付（国1/2、県1/4） 自立支援医療費、療養介護医療費等</p> <p>○軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となる軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成</p> <p>●主な決算の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>就労継続支援</td> <td>延利用人数 2,533人</td> <td>支出済額 318,561,111円</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>" 1,310人</td> <td>" 257,477,356円</td> </tr> <tr> <td>障害児通所給付</td> <td>" 4,404人</td> <td>" 298,090,443円</td> </tr> </table>	就労継続支援	延利用人数 2,533人	支出済額 318,561,111円	生活介護	" 1,310人	" 257,477,356円	障害児通所給付	" 4,404人	" 298,090,443円
就労継続支援	延利用人数 2,533人	支出済額 318,561,111円								
生活介護	" 1,310人	" 257,477,356円								
障害児通所給付	" 4,404人	" 298,090,443円								
事業の成果・効果	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業及び自立支援医療事業を必要とする障害者に実施した。障害者等への周知によりサービスの認知が深まったことや、事業者の確保により利用者及び利用量が毎年増加している。また、10月より施行された障害児給付費の自己負担額軽減制度は、利用者や事業者へわかりやすく周知し円滑に実施できた。									

II：個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

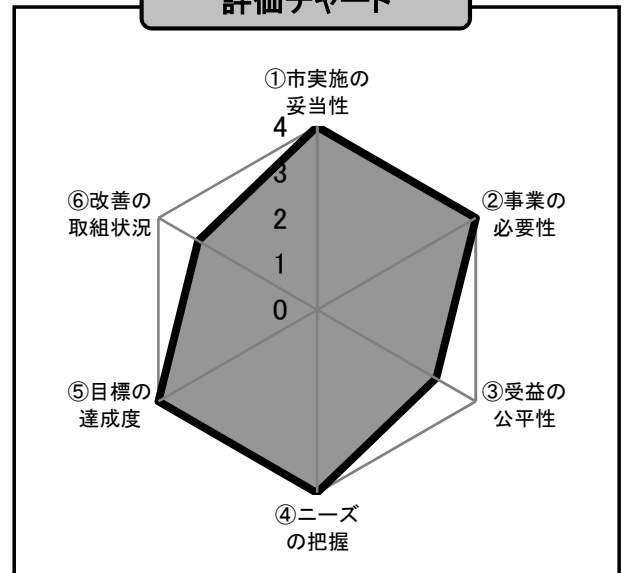
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
障害者福祉事務	5,936	1,930	4,006	67%	3	3	3
障害者地域生活支援	65,185	35,505	29,680	46%	3	2	3
障害者自立支援給付	1,285,700	936,352	349,348	27%	3	4	4
障害者支援（県制度）	97,132	2,764	94,368	97%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,453,953	976,551	477,402	33%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		1,248,110	1,453,953	1,366,770
財源内訳	国県支出金	904,454	964,394	991,002
	地方債	0	0	0
	その他	12,311	12,157	12,157
	一般財源	331,345	477,402	363,611
一般財源の割合		27%	33%	27%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	障害者の日常生活を支えるサービスであり、継続しなければならない事業である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	4	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がないが、市で実施する地域生活支援事業は、随時見直しを実施している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がない。 市で実施する地域生活支援事業の日常生活用具の支給基準の見直しを実施した。
令和2年度に見直しを実施している事項	随時法改正の対応や事業種類・内容・対象等を、他市町の状況比較も含め検討している。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う各種福祉施策の対応をしている。 新たな審査ソフトを導入し提供実績に応じたサービス請求の審査体制を強化した。 市で実施する地域生活支援事業の日常生活用具の支給基準の見直しを実施した。
今後見直しを検討する事項	事業種類・内容・対象・利用者負担額等を、総合的に他事業・手当との調整、他市町の状況比較も含め検討する。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により導入される支援に応じたサービス請求の審査体制を強化する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
新型コロナウイルス感染症対策により国からサービス提供体制の臨時的取扱いや報酬算定の臨時的取扱いが頻回に発出されるため、サービス事業者も認識誤りによる誤請求や不正請求に対する審査体制の強化が必要である。	国の取扱いを注視し適切な対応を行うと共に、事業所への通知や相談対応、指導等を行い、サービス提供実績に応じた適正な報酬支払を行う。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	188

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生援護の活動(160千円) ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の実施(160千円) ○精神障がい者家族会犬山しらゆり会が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動(30千円)
事業の成果・効果	障害者団体活動の活発化により、障害者の社会参加の機会や活動の場づくりに繋がった。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

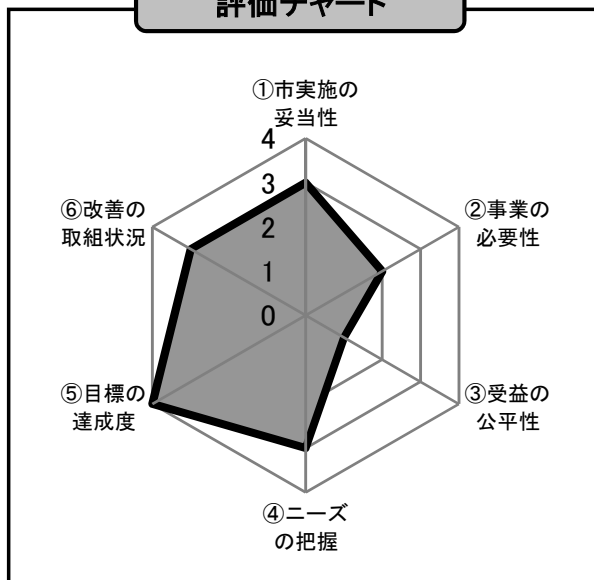
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
障害者支援団体活動補助	350	0	350	100%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	350	100%	3	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		350	350	350
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	350	350	350
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	他にはない活動団体であり、供給できるのは市のみである。
②事業の必要性	2	特定の団体活動であり、一時的に停止することもやむを得ない。
③受益の公平性	1	障害種別毎の団体であり、他にない。
④ニーズの把握	3	随時、団体と意見交換をしている。
⑤目標の達成度	4	団体活動の支援ができた。
⑥改善の取組状況	3	会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため、各団体と次世代育成について共に検討している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	団体の現状を聴き取りし助成額について検討したが、会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため現状維持とした。
令和2年度に見直しを実施している事項	各団体と次世代育成について共に検討し、新たな試みなどを実施し会員増に努めている。
今後見直しを検討する事項	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会的弱者である障害者の声を地域社会へ発信するため団体は必要であるが、会員の高齢化により団体存続が危ぶまれるため後継者育成が課題である。	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	186

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者給付
事業目的	障害者(児)ゆえの精神的、物質的な負担の軽減の一助として、手当等を支給することにより、障害者(児)の生活の安定を図ることを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、地域生活支援事業以外の給付、サービスに対する支援を行う。</p> <p>●主な対象者 全障害(身体・知的・精神)手帳所持者 R2.3.31現在 3,630人</p> <p>●主な事業内容 ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付 特別障害者手当等給付費(国3/4、県加算分は10/10) ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料を給付 重度2,600円/月 中度2,300円/月 軽度1,300円/月 ○障害者タクシー利用料の助成 重度の障害者に48枚/年のタクシー利用券を交付 ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成 重度の障害者に6枚/年の理美容利用券を交付</p> <p>●主な決算の内訳 特別障害者手当等 延人数 1,094人 支出済額 27,766,280円 市障害者扶助料 延人数 41,145人 支出済額 93,293,000円</p>
事業の成果・効果	特別障害者手当、障害児福祉手当、障害者扶助料などの給付及び障害者タクシー利用料の助成や理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成により障害者(児)の生活の安定を図ることができた。

II : 個別事業内訳

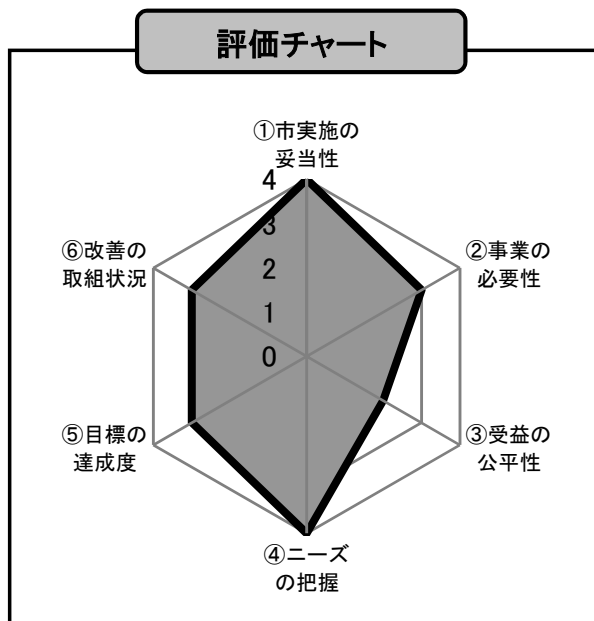
(単位:千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
福祉手当給付	28,081	21,843	6,238	22%	4	3	4
福祉手当等給付・助成(市制度)	97,132	0	97,132	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	125,213	21,843	103,370	83%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		123,160	125,213	130,686
財源内訳	国県支出金	20,929	21,843	23,989
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	21,730
	一般財源	102,231	103,370	84,967
一般財源の割合		83%	83%	65%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当は、法の定めにより市が支給しなければならない。
②事業の必要性	3	国県制度は必須だが、市単独制度については障害者の日常生活に影響はあるが、非常時には縮小もやむを得ない。
③受益の公平性	2	全障害（身体・知的・精神）手帳所持者が対象となる事業である。
④ニーズの把握	4	6年ごと（最新平成28年）に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	法の規定に基づき支給する手当は市に裁量の余地はないが、市で支給する障害者扶助料については現状分析をしている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当は、法の規定に基づき市に裁量の余地がない。
令和2年度に見直しを実施している事項	障害者扶助料の支給対象者について、近年の動向や現状の分析をしている。
今後見直しを検討する事項	障害者扶助料の支給範囲、支給金額等 障害者タクシー利用助成事業の見直しを検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
障害福祉サービスの充実による扶助費の増加に伴い不足する予算を、障害福祉費全体から検討すると障害者扶助料の対象者等の見直しが必要である。	障害者扶助料の支給対象者について他市町の状況比較も含め、サービス事業と合わせ検討する。 高齢者タクシー利用助成事業とのバランスを図り、障害者タクシー利用助成事業の助成基準を検討する。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	5	福祉会館費	194

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	福祉会館
事業目的	福祉会館の運営及び管理を適正に行うことにより、市民の生活相談、市民の文化教養の向上及び福祉の推進に関する事業及び会議室の供与といった福祉会館設置の目的を果たす。
事業内容	<p>●全体計画 市民の文化教養の向上及び福祉の推進を図るための施設であり、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動拠点でもある福祉会館の管理運営を行う。(長寿館及び中央児童館を併設) なお、施設の老朽化により、令和元年度末で閉館する予定であるため、大規模改修はせず、最低限の機能を保持するための維持管理を行う。</p> <p>●主な事業内容 ○福祉会館の運営管理及び維持管理 ・光熱水費 7,013,601円 ・暖房用燃料費 1,748,108円 ・総合設備管理委託 9,673,602円 ・受付業務委託 8,182,104円 ・修繕料 594,390円 等</p> <p>○市民等への会議室の貸館事業 平成29年度実績：会議室利用の約86%が減免利用、延べ利用人数は 65,253人 平成30年度実績：会議室利用の約83%が減免利用、延べ利用人数は 72,324人 令和元年度実績：会議室利用の約80%が減免利用、延べ利用人数は 75,972人</p>
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> 最低限の維持管理を行いながら、予定どおり令和元年度末で福祉会館の閉館を行うことができた。 令和2年度に実施する福祉会館解体工事の設計業務を完了した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

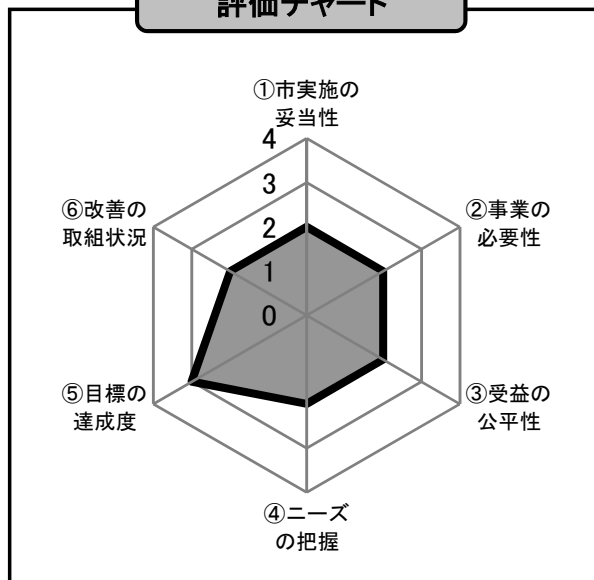
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
福祉会館管理	27,923	3,907	24,016	86%	4	4	1
福祉会館解体	4,209	1,320	2,889	69%	3	3	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	32,132	5,227	26,905	84%	3	3	1

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		26,589	32,132	224,100
財源内訳	国県支出金	0	1,320	1,000
	地方債	0	0	0
	その他	3,450	3,907	221,301
	一般財源	23,139	26,905	1,799
一般財源の割合		87%	84%	1%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	市内の他地域と比較しても周辺には貸館機能を有する公共施設が多数あるため、高額な維持費を投入して福祉会館を存続させる意義は小さい。
②事業の必要性	2	維持管理費だけでも年間約3,000万円のコストがかかっている。施設の老朽化も進んでおり、これ以上の経費を投入する必要性はないと考える。
③受益の公平性	2	特定の団体が減免を受けて利用するケースがほとんどであり、応分の負担を求めているのが現状である。
④ニーズの把握	2	平成29年度に市民団体等へ閉館に向けてのアンケートを実施した。
⑤目標の達成度	3	令和元年度末で主要な機能は停止、観光客用のトイレ利用と書庫整理のためにあと2ヶ月間のみ部分開放する。
⑥改善の取組状況	2	プロジェクトに則り解体までの作業を進め、維持管理費は最低限必要な分に留める。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	解体工事の設計業務を完了し、予算措置を行った。
令和2年度に見直しを実施している事項	なし
今後見直しを検討する事項	なし

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
解体工事に際し、騒音・振動等による周辺住民や観光客への影響が懸念されるため、対策を検討する必要がある。	入札により、請負者が決定し次第、地元住民への説明会の開催や戸別訪問による周知等を行う。 また、犬山北小学校とも協議を行い、通学路や授業への影響を最小限にとどめるように努める。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	心身障害者福祉施設運営費	200

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	心身障害者福祉施設
事業目的	障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図るため、地域活動支援センター事業を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の支援を行う。 ●主な対象者 障害（身体・知的・精神）手帳所持者や自立支援医療利用者等 R2.3.31現在 手帳所持者数 3,630人 自立支援医療延利用人数 1,082人 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「ふれんど」の施設管理 地域活動支援センター事業委託料（11,674,441円） ※犬山市身体障害者福祉協会に委託し、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なサービス（創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等）を提供する ○心身障害者更生施設「いぶき」の運営管理 心身障害者更生施設運営管理委託（指定管理料 11,239,000円） ※まみずの里に委託し、心身の機能の維持向上のための、運動機能及び日常生活動作の向上に必要な指導、集団参加の楽しみと自覚を促進する作業及び生活指導、家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導、知的障害者地域交流事業を行う。
事業の成果・効果	障害者等の各種相談に応じるとともに、組み紐や革細工等の活動により機能訓練や社会参加活動の提供を行った。 また、心身障害者更生施設において、重度の知的及び肢体障害が重複する障害児者の療育及び日常生活指導等の支援を実施した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

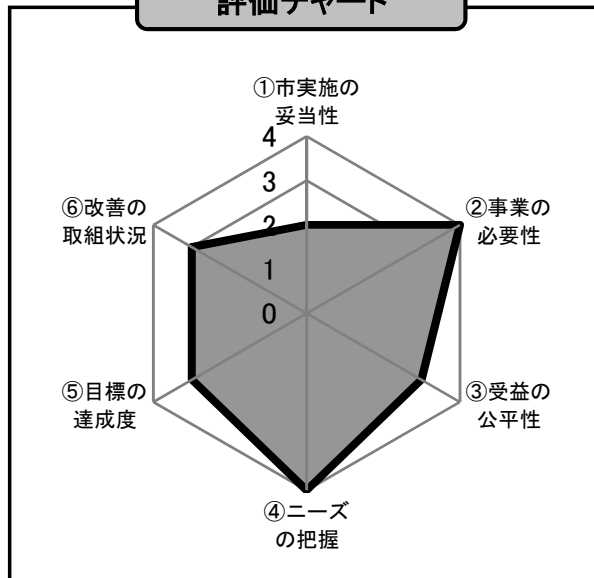
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
地域活動支援センター管理	13,418	1,704	11,714	87%	3	4	3
心身障害者福祉施設管理	11,559	0	11,559	100%	3	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	24,977	1,704	23,273	93%	3	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		34,319	24,977	32,307
財源内訳	国県支出金	1,600	1,556	1,921
	地方債	0	0	0
	その他	148	148	152
	一般財源	32,571	23,273	30,234
一般財源の割合		95%	93%	94%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	民間での実施の可能性はあるが、現状では採算性が低く実施する企業を見込めない。
②事業の必要性	4	重度障害者等の日中活動の場は必要である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者及び一般市民1000人を対象にアンケートを実施。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。
令和2年度に見直しを実施している事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。
今後見直しを検討する事項	市単独事業である心身障害者更生施設の設置についての見直し

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
心身障害者更生施設の設置のあり方	市単独事業で設置している施設を、障害福祉サービス施設に位置付けるよう、当事者団体・事業所等と共に検討しており、R3からの事業実施方法を決定する。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	220

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的として実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活保護等業務及び生活困窮者自立支援事業を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等の適正実施のための総括的事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医・中国残留邦人支援相談員への報償費 1,061,040円 ・ 調査等に係る通信運搬費 449,177円 ・ 医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析委託料 521,020円 ・ レセプト管理システムクラウドサービス利用料 523,200円 ・ 生活保護システム運用委託料 1,389,750円 ・ 法改正等に伴う生活保護システム改修委託料 1,232,000円 (国庫補助 1/2) ・ 生活保護費返還金徴収のための弁護士委託料 2,172,638円 ○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施(相談支援、住居確保給付金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援 正規職員(兼務)相談支援員 1名、フルパート相談支援員(国庫補助 3/4) 2名で直営実施 ・ 住居確保給付金給付(国庫補助 3/4) : 実績なし 対象者: 離職等から2年以内かつ65歳未満で、就労能力及び意欲のある者の内、住宅を喪失又はそのおそれのある者
事業の成果・効果	<p>「第2のセーフティネット」としての生活困窮者自立支援事業を活用し、生活保護申請に至る前に自立及び他施策へのつなぎも含めた関係部局等との連携による対応ができています。</p> <p>不正受給の防止及び保護費の適正支出のため、定期的な資産調査や課税調査等を実施した。</p> <p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※令和2年3月末時点での被保護者数 232世帯 297人 保護率 4.03% (国: 16.4%、県: 10.1%) 平成31年3月末時点での被保護者数 237世帯 304人 保護率 4.11% (国: 16.6%、県: 10.2%)</p> <p>生活保護システムの改修により、基準改正等に対応し、適正に業務を実施することができた。</p>

II : 個別事業内訳

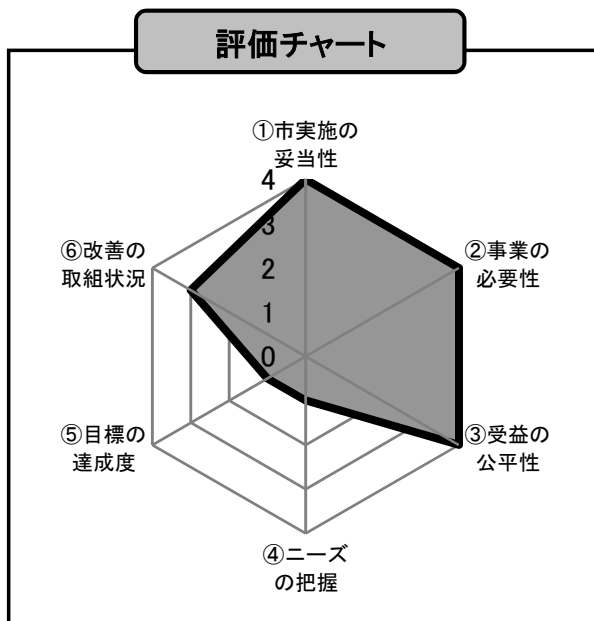
(単位: 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
生活保護総務事務	62,710	9	62,701	100%	3	3	3
生活困窮者自立支援事業	0	0	0	-	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	62,710	9	62,701	100%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		49,753	62,710	5,698
財源内訳	国県支出金	6,670	9	1,120
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	43,083	62,701	4,578
一般財源の割合		87%	100%	80%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。 生活困窮者自立支援法第3条により市が実施する責務を有するものである。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国の基準により扶助を行うものであり、受益者のニーズを把握すべき事業ではない。
⑤目標の達成度	1	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	生活保護法及び基準等の改訂等に伴う生活保護システムの改修を遅滞なく行った。
令和2年度に見直しを実施している事項	令和3年1月から必須事業として施行される「被保護者健康管理支援事業」を実施する。
今後見直しを検討する事項	医療扶助適正化及び医療費抑制のための健康管理支援事業の効率的な運用を検討する必要がある。 生活困窮者自立支援事業の任意事業について、今後本市で実施可能な事業を検討し、事業の拡充を図る。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
増え続ける生活困窮者の相談に対する体制及びツールの整備ができていないため、対応に苦慮している。 生活保護受給者の高齢化が進み、自立更正困難な世帯が多くなっているため、ケースワークの方法について検討が必要。	生活困窮者自立支援事業の任意事業の中から、相談者のニーズや貧困の連鎖を食い止めることが期待できる事業を選定し、他部局等と連携しながら実施していく必要がある。 生活保護については、医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討が必要となる。

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	220

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 国が定める保護の基準等に基づき被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法律にもとづく扶助費の支給を行う（国 3/4） <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 2. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 3. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 6. 出産扶助：分べんの介助や分べん前後の処置等について支給 7. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給（高校就学費含む） 8. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 9. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等とその配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 10. 就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に、収入認定された額の一部を支給 11. 進学準備給付：被保護世帯の者が、大学等に進学する場合に教材費等として一定額を支給
事業の成果・効果	<p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※令和2年3月末時点での被保護者数 232世帯 297人 保護率 4.03%（国：16.4%、県：10.1%） 平成31年3月末時点での被保護者数 237世帯 304人 保護率 4.11%（国：16.6%、県：10.2%）</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業により新規開始ケースが前年度より 3件増加。また、廃止ケースが前年度より 4件減少。（うち死亡廃止 3件増加）</p> <p>令和元年度実績 新規面接相談件数：154件、開始件数：29世帯 36人、廃止件数：39世帯 48人</p>

II : 個別事業内訳

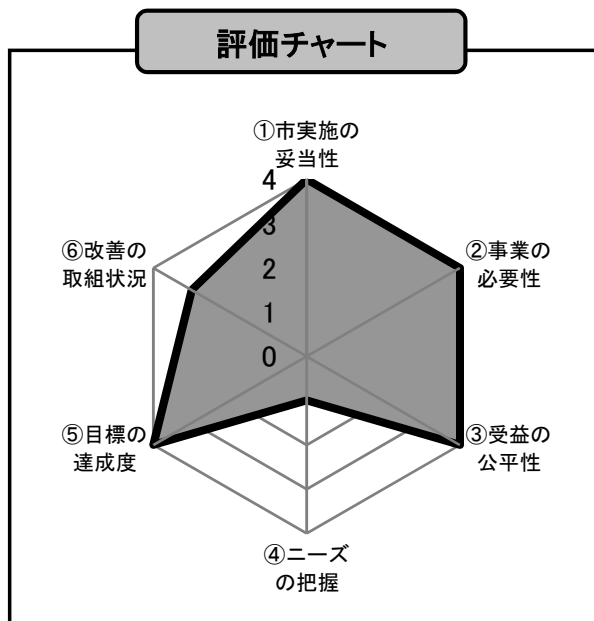
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
生活保護等扶助	691,290	514,288	177,002	26%	4	4	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	691,290	514,288	177,002	26%	4	4	1

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		626,047	691,290	639,257
財源内訳	国県支出金	538,917	504,964	488,234
	地方債	0	0	0
	その他	10,017	9,324	3,900
	一般財源	77,113	177,002	147,123
一般財源の割合		12%	26%	23%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国の基準により扶助を行うものであり、受益者のニーズを把握すべき事業ではない。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき実施されるものであり、毎年度県の監査を受け、適正に事業実施されている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	国における法改正及び基準等見直しに伴い、生活保護システムの改修業務を行った。
令和2年度に見直しを実施している事項	令和3年1月から必須事業として施行される「被保護者健康管理支援事業」の実施。 令和2年10月1日の基準改正（平成30年法改正の段階的実施分）に対応し、適正な扶助費の支給を行う。
今後見直しを検討する事項	生活困窮者自立支援事業の任意事業について、今後本市で実施可能な事業を検討し、事業の充実を図る。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
単身高齢者や精神障害者等自立更生が不可能な受給者が増加しており、各分野の専門的知識が必要になってきている。 また、複合的な要素が絡み複雑化しているケースが増えており、現業員の負担となっている。	また、生活保護制度のみならず、各種福祉制度の概略、対応の在り方などの継承と人材育成ができるような人的体制及び環境整備を検討する。 医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討を行う。